

安全管理対策事例集

～土地改良施設における転落事故防止のために～

令和7年6月（追録版）

農林水産省



土地改良施設における安全対策事例集 目次

都道府県	管理者名	事 例	応急的な安全対策の実施	安全対策マップの作成	費用分担	安全対策の実施事例	「農業用排水路における安全管理の手引(令和2年3月作成)」による分類 <44~47頁「(6)安全対策の検討」参照>	頁
北海道	芽室町	町道に隣接する開水路における、転落防止の安全対策事例	—	—	○	転落防止柵の設置	イ ハード対策 (ア) 水路への転落防止を目的とした対策 b 想定される危険箇所を対象としたもの	1
宮城県	河南矢本 土地改良区	生活道である市道に平行する開水路における、転落防止の安全対策事例	—	—	○	転落防止柵の設置、蓋 掛け	イ ハード対策 (ア) 水路への転落防止を目的とした対策 a 物理的に見える危険箇所を対象としたもの	2
福島県	矢吹原 土地改良区	通学路である町道に平行する開水路における、転落防止の安全対策事例	—	—	○	ネットカバーの設置	イ ハード対策 (ア) 水路への転落防止を目的とした対策 a 物理的に見える危険箇所を対象としたもの	3
群馬県	待矢場両堰 土地改良区	通学路に近接する開水路における、転落防止の安全対策事例	○	—	—	ネットカバーの設置	イ ハード対策 (ア) 水路への転落防止を目的とした対策 a 物理的に見える危険箇所を対象としたもの	4
新潟県	西蒲原 土地改良区	県道に平行する開水路における、転落防止の安全対策事例	—	—	○	転落防止柵の更新	イ ハード対策 (ア) 水路への転落防止を目的とした対策 a 物理的に見える危険箇所を対象としたもの	5
岐阜県	高須輪中 土地改良区	大江中幹線排水路 田外池放流工における、転落防止の安全対策事例	○	—	○	転落防止柵の設置	イ ハード対策 (ア) 水路への転落防止を目的とした対策 a 物理的に見える危険箇所を対象としたもの	6
和歌山県	七郷井 土地改良区	生活道、通学路である町道に平行する開水路における、転落防止の安全対策事例	—	—	○	転落防止柵の設置	イ ハード対策 (ア) 水路への転落防止を目的とした対策 a 物理的に見える危険箇所を対象としたもの	7
鳥取県	米川 土地改良区	安全マップの作成による安全対策事例	—	○	—	安全看板の設置、安全 マップの作成	ウ ソフト対策 (イ) 広報活動 a 子供等を対象とした広報活動	8
熊本県	八代平野南部 土地改良区	市道に平行する開水路における、大雨時の 車両転落防止の安全対策事例	—	—	○	車線分離標の設置	イ ハード対策 (ア) 水路への転落防止を目的とした対策 a 物理的に見える危険箇所を対象としたもの	9

《 安全管理対策の契機 》

地域では多面的機能支払交付金事業を活用し、各地域に存在する水路の点検や草刈りなどの簡易的な管理を実施している。この管理において水路施設を各地域で確認し、危険箇所や注意が必要な箇所について共有。

《 安全対策実施までの手順 》

項目(1)～(7)については、安全管理の手引き「Ⅲ2 安全管理対策の進め方フロー」参照

(1)危険箇所の把握

月に1回の頻度で、担当職員が水路の見回りを行い、危険箇所の有無について確認している。



(2)応急的な安全対策の実施

(3)土地改良区内部での安全対策に関する検討

施設の維持管理で樹木の伐採を行ったところ、走行車からの見通しがよくなり、町道が分岐する交差点での運転操作の誤りによる転落事故が想定された。

(4)安全対策委員会の設置

(5)把握した危険箇所の情報共有

道路管理者とは現地立ち合いにより危険性を共有。さらに日頃から危険箇所を発見した際は相互に連絡する体制を構築。



(6)安全対策の検討

安全柵の設置位置が町道敷地であったことから、道路管理者によるスムーズな設置となった。

(7)安全対策マップの作成

《 安全対策の実施 》

町道に隣接する新朝日幹線明渠排水路における簡易的な安全柵を道路管理者により設置。

【安全施設の概要】

町道報徳新朝日線と町道新朝日線の分岐に位置する御影地区新朝日幹線明渠排水路に対し、道路敷地内に簡易的安全柵を設置
令和5年度設置 事業費50万円
(全額道路管理者(単独))



《 安全管理対策の契機 》

水路に隣接する市道は、JR駅や商業施設に近接し地域住民の生活道路として利用されているが、幅員が狭く、歩道もないことから道路としての安全対策が必要とされていること等を説明することで市施工による安全柵が設置された。

《 安全対策実施までの手順 》

項目(1)～(7)については、安全管理の手引き「Ⅲ 2 安全管理対策の進め方フロー」参照

(1) 危険箇所の把握

土地改良区では、通常の維持管理の際にも危険箇所の把握に努めているほか、市や地域住民からの情報提供により危険箇所を把握している。



パトロールの様子

(2) 応急的な安全対策の実施

(3) 土地改良区内部での安全対策に関する検討

土地改良区では、開発等により混住化が進む等、環境の変化により新たな安全施設の必要が生じた場合は、道路管理者と適切な費用負担が望ましいと考えている。

安全施設の設置には、生活道路である市道沿いのため、道路管理者に応分の負担を求めていく。

排水路は、流末の排水機場と一連の施設として管理費負担割合と同様の率での負担を求めていく。



防護柵破損箇所

(4) 安全対策委員会の設置

(5) 把握した危険箇所の情報共有

市、土地改良区が地域住民から把握した危険箇所の情報は相互に情報共有を図り、費用負担を含めた協力関係を築いてきている。

(6) 安全対策の検討

安全対策の選定については、市道の利用状況並びに地域における生活環境の変化と水路の日常的な管理条件等を踏まえた検討により、其々の利用目的と地域環境に合った対策を選定。

(7) 安全対策マップの作成

《 安全対策の実施 》

【安全施設の概要】

- ・生活道である市道立沼線に平行する鹿妻境堀排水路16mにネットフェンスを設置
- ・活用した補助事業 なし
- ・令和3年度設置 事業費67万円(改32、道35万円)

【安全施設の概要】

- ・生活道路である市道作田浦・月観14号線に平行する下小松用水路288mを蓋付き水路に付け替え
- ・活用した補助事業 国土交通省 交通安全事業
- ・令和3～5年度設置 事業費9,566万円(全額道路管理者負担)

(設置前)



(設置後)



矢吹原土地改良区における安全管理対策の概要

＜通学路である町道に平行する開水路における、転落防止の安全対策事例＞

施設管理者：矢吹原土地改良区

《 安全管理対策の契機 》

平成25年頃から、宅地化が進み地域住民の通行が多くなってきたことから、関係機関と安全管理パトロールを開始、以後年1回程度継続的に実施している。
本施設の設置が、町内で危険個所の安全対策が行われる契機となった。

《 安全対策実施までの手順 》

項目(1)～(7)については、安全管理の手引き「Ⅲ 2 安全管理対策の進め方フロー」参照

(1) 危険箇所の把握

定期的(年1回程度)に矢吹町、矢吹警察署、矢吹原土地改良区の3者合同で安全点検を実施し、危険箇所を共通認識している。

土地改良区では、通常の維持管理の際にも危険箇所の把握に努めている。



定期パトロールの様子

(2) 応急的な安全対策の実施

(3) 土地改良区内部での安全対策に関する検討

地域住民からも安全対策を望む声が多いため、町と予算化に向けて打合せを進める。

安全施設の設置には、補助事業を活用し通学路でもある町道沿いのため、道路管理者に応分の負担を求めていくこととした。

(4) 安全対策委員会の設置

(5) 把握した危険箇所の情報共有

町、警察、土地改良区が単独で把握した危険箇所の情報は相互に連絡し情報共有を図っている。

(6) 安全対策の検討

安全施設には、ネットフェンスやふた掛けが多く施工されているが、水路の土砂上げ等の維持管理のしやすさを考慮し、取り外し可能な安全ネットカバーを採用することとした。

(7) 安全対策マップの作成

《 安全対策の実施 》

【安全施設の概要】

- ・通学路である町道に平行する矢吹第3・4合流幹線用水路L=38.5mに安全ネットカバーを設置
- ・活用した補助事業 国営造成施設管理体制整備促進事業
- ・平成26年度設置 事業費252万円(国50%、県25%、町(道路管理者)25%、改良区0%)

(設置前)

工事施工前



(設置後)

竣工写真



待矢場両堰土地改良区における安全管理対策の概要

＜通学路に近接する開水路における、転落防止の安全対策事例＞

施設管理者：待矢場両堰土地改良区

《 安全管理対策の契機 》

当改良区の管理水路が多くある群馬県太田市は、都市化、混住化が著しく、住宅地の近くを流れる水路が多くあり、地域住民のための安全対策の実施が求められている。

《 安全対策実施までの手順 》

項目(1)～(7)については、安全管理の手引き「Ⅲ 2 安全管理対策の進め方フロー」参照

(1)危険箇所の把握

土地改良区では、通常の維持管理の際に危険箇所の把握に努めている。



(2)応急的な安全対策の実施

スクールバスが停車する水路周辺に子供たちが安全に通行できる道路がなく、水路敷地を歩くようになったが、防護柵が老朽化しており、危険な状態だったため、安全ネットカバーにて応急的に処置した。

(3)土地改良区内部での安全対策に関する検討

地域住民からも安全対策を望む声が多いため、県及び市の協力を得て計画的に進める。

安全施設の設置には、補助事業を活用するとともに、子供たちが安全に通行できる道路整備を道路管理者に要望していく。

(4)安全対策委員会の設置

(5)把握した危険箇所の情報共有

土地改良区が単独で把握した危険箇所の情報は、広報誌などで周知している。



(6)安全対策の検討

当改良区の管理水路は開水路が多く、安全施設には、ネットフェンスが多く設置されており、老朽化したネットフェンスを計画的に改修しているところであるが、周囲の状況等から早急に対応が必要と判断したところについては、応急対策として安全ネットカバーを設置し、今後は、補助事業を活用しネットフェンスを設置する予定とした。

(7)安全対策マップの作成

《 安全対策の実施 》

【安全施設の概要】

- ・通学路に近接する大谷幹線水路L=90mに安全ネットカバーを設置
- ・令和6年度設置 1. 2万円(土地改良区負担)



(応急対策前)
補助事業を活用したネットフェンス設置(イメージ)



(応急対策後)
応急対策後、県の小規模農村整備事業等の補助金を活用し、左写真(イメージ)のように老朽化したフェンスを改修していく。左写真は過去に補助金を活用しネットフェンスを設置した事例である。

西蒲原土地改良区における安全管理対策の概要

< 県道に平行する開水路における、転落防止の安全対策事例 >

施設管理者：西蒲原土地改良区

《 安全管理対策の契機 》

宅地開発等により混住化が進んでいる地域もあることから、安全施設の設置は計画的に実施をしてきている。

今後も危険箇所を精査して、継続的に実施していきたい。地元及び県、市村等関係機関と協議して進めたいと考えている。

《 安全対策実施までの手順 》

項目(1)～(7)については、安全管理の手引き「Ⅲ 2 安全管理対策の進め方フロー」参照

(1) 危険箇所の把握

土地改良区では、役員、組合員、地域住民等からの情報により危険箇所を把握している。

本箇所は、地元から防止柵が老朽化し危険である旨の連絡を受け現地確認。



(2) 応急的な安全対策の実施

(3) 土地改良区内部での安全対策に関する検討

民家沿いであることから早急な対応を検討。土地改良区では安全対策の予算が限られるため、補助事業の活用を検討。

国補助事業のほか、新潟市単独事業による嵩上げ(補助残の4/5補助)を活用するため市との調整を行い改良区負担の軽減を図る。



(4) 安全対策委員会の設置

(5) 把握した危険箇所の情報共有

他の団体等との情報共有については、現在おこなっていないが、情報共有することで互いの危険箇所を把握し、対策を講じていけば、危険箇所を無くすことができるのではないか。出来る限り早く共有していきたい。

(6) 安全対策の検討

土地改良区では、平成29年度から国補助事業と市単独事業を組み合わせた、設置費用負担の軽減に努めていることから、県、市と予算面での調整を行い、令和5年度の設置とした。

今後については、早急な対応が必要な危険箇所を精査、把握し、地元及び県、市村等と協議を行い、施設の選定等を進めていき、実施していきたい。

(7) 安全対策マップの作成

《 安全対策の実施 》

【安全施設の概要】

民家が沿線にある県道月潟西川線に平行する五ヶ江甲線水路110.3m(3ヶ所)の転落防止柵を更新

- ・令和5年度設置 事業費300万円(国165万円、市108万円、改27万円)
- ・活用した補助事業 農村地域防災減災事業(農業用施設等災害管理対策事業) 新潟市団体営農業水利施設安全対策推進事業(市単)
- ・平成29年度～令和7年度に同様の負担割合により、安全柵837mを設置(予定含)

(更新前)



(更新後)



《 安全管理対策の契機 》

近隣住民及び警察署から、安全防護柵が設置されておらず、転落のおそれがあるため、安全対策を講じることができないか相談があった。

《 安全対策実施までの手順 》

項目(1)～(7)については、安全管理の手引き 「Ⅲ 2 安全管理対策の進め方フロー」 参照

(1) 危険箇所の把握

土地改良区では、通常の維持管理の際、危険箇所の把握に努めている。
本箇所は、近隣住民及び警察署から、安全防護柵がなく、転落のおそれがある旨の相談を受け、現地を確認した。

(2) 応急的な安全対策の実施

ため池の一部の箇所について、ロープ柵(木杭とトラロープ)を設置し、応急対策を行った。



(3) 土地改良区内部での安全対策に関する検討

ため池周辺には、民家があることから、早急な対応を検討する必要がある。
対策に係る土地改良区の負担を軽減させるため、団体営基盤整備促進事業を活用。

(4) 安全対策委員会の設置

(5) 把握した危険箇所の情報共有

道路管理者と現地で立会い確認し、危険性を共有。さらに、日頃の維持管理において、危険箇所を発見した際は、相互に連絡する体制を構築。

(6) 安全対策の検討

安全施設には、周辺環境との調和も考慮し、隣接フェンスと同タイプフェンスを採用した。

(7) 安全対策マップの作成

《 安全対策の実施 》

【安全施設の概要】

フェンス H=1.5m φ 3.2×50mm目 延長L=10.5mの転落防止柵を新設

- ・設置年度 : 令和3年度
- ・事業費 : 3,509千円(国3,498千円、改良区11千円)
(田外池放流工・大観池・森下排水機場の3カ所)
- ・活用した事業 : 農村地域防災減災事業(定額)
- ・添付写真は、田外池放流工

(設置前)



(設置後)



七郷井土地改良区における安全管理対策の概要

＜生活道、通学路である町道に平行する開水路における、転落防止の安全対策事例＞

施設管理者：七郷井土地改良区

《 安全管理対策の契機 》

近隣企業の大型車の通行の妨げとなることから、安全施設の設置が難航していたが、警察から安全性に関する指摘が契機となり、地域住民の安全を優先した安全柵の設置を行うことができた。

《 安全対策実施までの手順 》

項目(1)～(7)については、安全管理の手引き「Ⅲ2 安全管理対策の進め方フロー」参照

(1)危険箇所の把握

普段の維持管理時に危険箇所の把握に努めるとともに、新しく就任した役員、総代を対象に施設現況把握(施設老朽化や危険箇所)の研修を実施している。

かつらぎ町、かつらぎ警察署の巡回や住民等からの連絡があった場合には、現地確認を行っている。

(2)応急的な安全対策の実施

緊急的に安全対策が必要な箇所は、町との協議により、道路管理者によるバリケード設置が行われた。



(3)土地改良区内部での安全対策に関する検討

警察からの指摘を受けたこと、地域住民からも安全対策を望む声が多いため、町と予算化に向けて打合せを進める。

安全施設の設置には、補助事業を活用し通学路でもある町道沿いのため、道路管理者に応分の負担を求めていく。

転落事故が起きた際には、道路管理者にも応分の過失が生ずる恐れがあることを説明することにより、補助残について折半とすることができた。

(4)安全対策委員会の設置

(5)把握した危険箇所の情報共有

町、警察、土地改良区が単独で把握した危険箇所の情報は相互に連絡し情報共有に努めている。

(6)安全対策の検討

安全施設の設置が、近隣企業の大型車の進入の妨げになることから有効幅員の確保と歩行者の安全確保(転落防止)を考慮し、ネットフェンスを水路壁天端に設置することとした。

(7)安全対策マップの作成

《 安全対策の実施 》

【安全施設の概要】

- ・生活道、通学路である町道妙寺1号線に平行する幹線水路54mにネットフェンスを設置
- ・本施設においても、ネットフェンス設置までの間は、バリケードを設置し安全性の確保に努めた
- ・活用した補助事業 土地改良施設維持管理適正化事業(安全管理施設整備)
- ・令和6年度設置 事業費100万円(国30、県30、改20、道20万円)

(設置前)



(設置後)



米川土地改良区における安全管理対策の概要

<安全マップの作成による安全対策事例>

施設管理者：米川土地改良区

《 安全管理対策の契機 》

昨今、水利施設に起因する事故が増加していること、自治会や保育園から水路施設の安全性について相談を受けることから、安全啓発や安全対策の実施に向けた安全マップを作成することとした。



《 安全対策実施までの手順 》

項目(1)～(7)については、安全管理の手引き 「Ⅲ 2 安全管理対策の進め方フロー」 参照

(1)危険箇所の把握

かんがい期の前後に行う地元役員を含めた水路点検の際、安全パトロールを併せて実施し、危険箇所の抽出と確認を行うこととしている。安全パトロールは定期的実施する水路点検に合わせ毎回実施している。

毎年実施している、小学生を対象とした出前授業では、安全啓発を行うとともに、危険箇所の注意喚起と聞き取り調査を実施している。



小学生清掃活動



役員水路パトロール

(2)応急的な安全対策の実施

通学路、人口密集地区などで用水路への転落の危険性がある場合、可能な限り応急的な対策を実施する。



【事例】安全看板を設置



(3)土地改良区内部での安全対策に関する検討



安全パトロールにおいて発見された危険箇所を整理し、改良区事業委員会において安全対策に関する事項及び行政機関への協力の依頼について検討を行う。

(4)安全対策委員会の設置

(5)把握した危険箇所の情報共有

危険箇所を整理した安全マップにより、出前授業を活用し児童等を対象に安全啓発を実施する。また、新たな危険箇所等について意見交換を行い、安全マップの改善と危険箇所の共有に繋げている。



出前事業での情報共有

(6)安全対策の検討

(7)安全対策マップの作成

地域住民が認識している危険箇所と安全マップ記載箇所に相違がある可能性があるため、より効果的な情報共有の方法を検討している。



市との合同点検



《 安全対策の実施 》

安全施設が不足しており、侵入防止柵やガードレールの設置が必要な箇所が複数存在するため、整備の優先順位を設定し、計画的に事業を実施する必要がある。安全マップは優先順位の検討や行政機関への協力依頼を行う資料としても有効であり、行政、農家、地域の3者が一体となって、ソフト・ハードの両面で安全対策を推進したい。

《 安全管理対策の契機 》

地区内で発生する農業水利施設に係る様々な問題を解決するため、八代平野南部土地改良区では、地域からの要望書を受け付けている。要望書の提出により、大雨時に用水路内への車両転落事故が発生していることを把握した。



脱輪状況

《 安全対策実施までの手順 》

項目(1)～(7)については、安全管理の手引き「Ⅲ 2 安全管理対策の進め方フロー」参照

(1) 危険箇所の把握

土地改良区では、職員による日常施設点検や地域から提出される要望書により、危険箇所の把握を行っている。

(2) 応急的な安全対策の実施

(3) 土地改良区内部での安全対策に関する検討

地域住民からも安全対策を望む声が多いこと、緊急性が高いことから、単独事業で実施することとした。

(4) 安全対策委員会の設置

(5) 把握した危険箇所の情報共有

(6) 安全対策の検討

安全施設には、ネットフェンスやふた掛けが多く施工されているが、水路の土砂上げ等の維持管理のしやすさを考慮し、車線分離標(ラバーポール)を採用することとした。

(7) 安全対策マップの作成

《 安全対策の実施 》

【安全施設の概要】

- ・市道に平行する沖井出1号用水路L=110mの浚渫と併せて、車線分離標(ラバーポール)N=3本を設置
- ・平成29年度設置 事業費341,000円



大雨時に排水路から用水路へ雨水が流入することによって、用水路と道路の境目が分からにくくなることを解消した。



安全対策に活用できる主な補助事業

○安全対策を単独で実施する場合

主に以下の補助事業を活用できる。

事業名	内容	実施要件	事業主体	補助率
農村地域防災 減災事業	調査計画事業 ・農業水利施設安全対策推進計画の策定	農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること	都道府県	定額
	整備事業 ・農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備	「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた農業水利施設であること	都道府県又は市町村等	1/2
土地改良施設 維持管理 適正化事業	安全管理施設整備対策事業 ・農業水利施設への転落事故の防止を図るため、安全管理施設の整備補修を実施	団体営規模以上の事業により造成された農業水利施設であること 1地区当たりの事業費が100万円以上	土地改良区又は市町村等	30%

※上表は令和7年度農村振興局予算の概要に基づき作成

○水路の整備と一体的に安全対策を実施する場合

水路の整備を行う以下の事業と一体的に安全対策を実施できる。また、その際、安全対策にかかる部分には農家の負担を求めないガイドラインが適用される。

- ①国営かんがい排水事業
- ②水利施設等保全高度化事業(一般型、簡易整備型)
- ③農村地域防災減災事業
- ④農業水路等長寿命化・防災減災事業(長寿命化対策・防災減災対策)
- ⑤水機構営かんがい排水事業

のうち安全対策にかかる部分

(参考)主な負担割合

(単位:%)

区分	国	県	市町村	農家
国営	66.6	22	11.4	0
県営	50	33	17	0
市町村営	50	22	28	0
土地改良区営	50	22	28	0

農村地域防災減災事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 38,086 (38,101) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 42,524百万円)

<対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

- 地域の防災・減災対策に必要な諸条件に関する調査、農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

- 自然的・社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
- 地域防災機能増進事業（土地改良施設豪雨対策事業）において、複数施設の整備を必要とする実施要件を撤廃し、施設の単独整備を可能に
- 農業用河川工作物等応急対策事業において、頭首工等の撤去に伴う代替水源の整備が可能であることを明確化

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>

1/2、定額等



都道府県

国

1/2、定額等



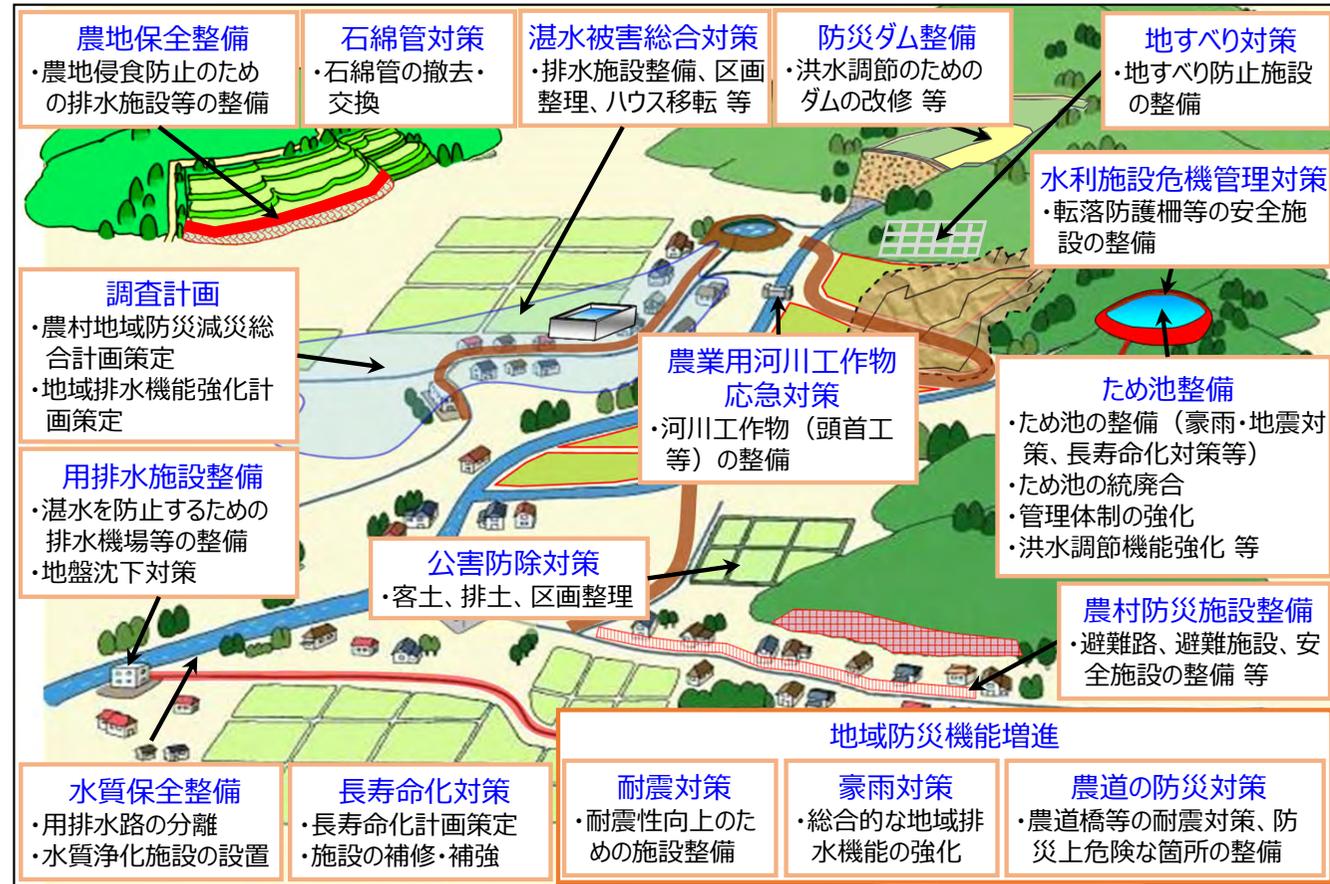
都道府県



市町村等

<事業イメージ>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

土地改良施設維持管理適正化事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 4,673 (4,450) 百万円】

<対策のポイント>

農業水利施設の簡易な整備補修や防災減災等のための緊急性の高い施設整備を推進します。

<事業目標>

- 安定的な用水供給と良好な排水条件を確保、地域と連携した営農環境の維持・地域計画の着実な実現
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 整備補修事業

- ① 施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修(原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修)
- ② 地域の農業生産基盤の保全等に関する計画（通称「水土里ビジョン」）に位置付ける施設の整備補修

2. 施設改善対策事業

水田地域に高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修

3. 安全管理施設整備対策事業

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設の整備

4. 緊急整備補修

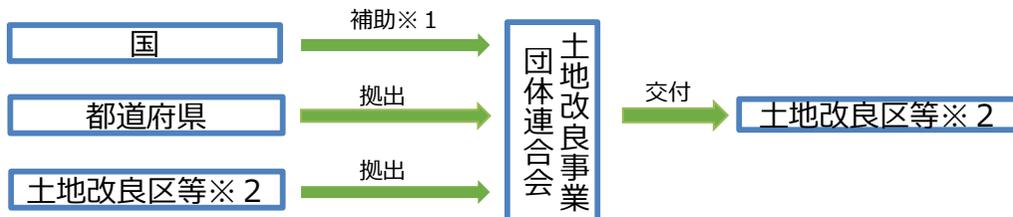
予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修

5. 防災減災機能等強化事業

防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備(ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等)

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



※1 1の①及び2～4は30%、1の②は40%、5は50%。
1の②及び5については、財政融資資金を活用して実施。

※2 土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。

<事業イメージ>

整備補修事業



施工前



原動機の分解補修、塗装



施工後

整備補修事業（水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修）



施工前

水門の整備

施工後

防災減災機能等強化事業

防災・減災機能の強化



ため池護岸の整備

施設管理の省エネ化



高効率型モータへの更新

施設管理の省力化



監視装置の設置

【お問い合わせ先】 農村振興局土地改良企画課 (03-3502-6006)